府　令

○内閣府令第六十八号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十二月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第六十五条の二第六号中「マンション管理業者」の下に「、賃貸住宅管理業者」を加え、同条中第三十八号を第三十九号とし、第十三号から第三十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第百五十三号

総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月一日

総務大臣　川端　達夫

総務省組織規則の一部を改正する省令

総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第八十六条第一項中「第一部課程、第一部特別課程、第二部課程、第二部特別課程、第三部課程及び部局長研修課程」を「第一部課程、第二部課程、第一部・第二部特別課程及び第三部課程」に、「税務専門課程、公営企業専門課程、研修専門課程、国際交流専門課程」を「政策専門課程、研修専門課程、税務専門課程、研修専門課程」に改め、同条第二項を削る。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○文部科学省令第四十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第三十条第二項の規定に基づき、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令を次のように定める。

平成二十三年十二月一日

文部科学大臣　中川　正春

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第三十条第二項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○文部科学省令第四十三号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十六条の規定に基づき、図書館法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月一日

文部科学大臣　中川　正春

図書館法施行規則の一部を改正する省令

図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　準ずる学校（第十二条・第十三条）」を「第三章　図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準（第十二条）」に改める。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三条とする。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章　図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十二条　法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○文部科学省令第四十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、及び博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十二条の規定に基づき、博物館法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月一日

文部科学大臣　中川　正春

博物館法施行規則の一部を改正する省令

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　博物館に相当する施設の指定（第十八条―第二十四条）」を「第三章　博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準（第十八条）」に改める。

第二十条を削り、第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第四章を第五章とし、第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

第三章　博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第十八条　法第二十二条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

第二十一条、第二十三条及び第二十四条中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（国立大学法人法施行規則の一部改正）

2　国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号中「第十八条」を「第十九条」に改める。

告　示

○宮内庁告示第十三号

平成二十三年十二月二十三日、皇居において、天皇誕生日一般参賀を次のとおり行う。

平成二十三年十二月一日

宮内庁長官　羽毛田信吾

一　参賀者は、午前九時三十分から同十一時二十分までは、正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。また、午後零時三十分から同三時三十分までは、坂下門から参入し、宮内庁庁舎前の特設記帳所において記帳の上、桔梗門、大手門、平川門又は北桔橋門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○

参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○法務省告示第五百三十三号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十三年十二月一日

法務大臣　平岡　秀夫

住所　東京都八王子市横川町108番地

喪簗瀬翔　昭和53年4月25日生

住所　大分市大字中戸次3734番地1

韓鳳澤　昭和15年8月15日生

朱勝子　昭和17年1月11日生

韓千年　昭和42年9月29日生

住所　さいたま市浦和区瀬ヶ崎5丁目25番11号

韓美佐惠　昭和40年6月19日生

住所　東京都新宿区百人町2丁目2番5号

辺金香　昭和48年6月1日生

住所　東京都東久留米市前沢5丁目1番14号

洪芸　昭和52年11月20日生